

令和4年石巻市議会第3回定例会提出議案一覧

1 決算認定（3件）

- (1) 認定第1号 令和3年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算認定について
- (2) 認定第2号 令和3年度石巻市病院事業会計決算認定について
- (3) 認定第3号 令和3年度石巻市下水道事業会計決算認定について

2 令和3年度普通会計の指数等状況

3 令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

4 条例議案（3件）

(1) 第114号議案 石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関して、国において、昨年8月に人事院が国会及び内閣に対して行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、人事院規則の改正等による休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとし、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど所要の措置について、本年10月1日から実施する予定であることから、本市においても、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、同様の措置を行い、市職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条

非常勤職員の育児休業について、養育する子の出生後57日以内の取得要件を緩和し、当該子の出生日から起算して57日目から6月を経過する日までの間に、任期が満了することが明らかでない場合等は、育児休業を取得できるよう、条文を改めるもの。

第2条の3及び第2条の4

非常勤職員の育児休業について、養育する子が1歳以降である場合の取得制限を柔軟化し、夫婦交替での取得に係る育児休業開始日の制限の緩和や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするよう、条文を改めるもの。

第2条の5

育児休業法の改正に合わせて、新たに「第3条の2」として規定するため、削除するもの。

第3条

育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、育児休業等計画書の仕組みを廃止するほか、任期を定めて採用された職員が、任期を更新又は継続して採用される場合に、引き続き育児休業を取得できるよう、条文を改めるもの。

第10条

育児休業等計画書の廃止に伴い、文言の整理を行うもの。

附則

施行期日を令和4年10月1日からとするもの。

(2) 第115号議案 石巻市手数料条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正」が本年10月1日に施行されることに伴い、既存住宅流通市場を活性化させるため、既存住宅及びマンション等の共同住宅の長期優良住宅の認定対象が拡大されたほか、認定手続が合理化されたことから、認定申請に係る手数料の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条の2第1項

既存住宅の認定審査条項が追加されたことに伴い、引用条項を改めるもの。

第2条の2第3項及び第4項

長期優良住宅建築等計画等の認定手続に係る法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

第2条の2第6項

マンション等で管理組合が一括して認定審査を受けることができるようになったことに伴い、引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を令和4年10月1日からとするもの。

(3) 第116号議案 石巻市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、建築基準法に基づく、応急仮設建築物等の存続期間等の延長を可能とする条項が追加されたことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第6条第1項

法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を公布の日からとするもの。

5 予算議案（6件）

- (1) 第113号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和4年度石巻市一般会計補正予算)
- (2) 第117号議案 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第5号）
- (3) 第118号議案 令和4年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 第119号議案 令和4年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (5) 第120号議案 令和4年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 第121号議案 令和4年度石巻市下水道事業会計補正予算（第1号）

6 条例外議案（14件）

- (1) 第111号議案 令和3年度石巻市病院事業会計資本金の額の減少について
<内 容>

病院事業会計では、これまで貸借対照表に旧市立病院建設の際に借りた起債の償還額を毎年度資本金に計上しており、その起債の完済後に、資本金を減額し旧市立病院の未処理欠損金へ振り替えることで帳簿上の財務処理をすることとしていたが、本年3月に当該起債に係る未償還金を一般会計へ移管したことを契機に、病院事業会計の資本金を旧市立病院の未処理欠損金に振り替え、旧市立病院に係る未処理欠損金を解消するもの。

令和3年度における病院事業会計資本金47億6,283万7,122円のうち、32億9,200万1,755円を減少させ、これを未処理欠損金に振り替えることについて、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

(参考) 令和3年度石巻市病院事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資 本 金	資本剰余金	未処理欠損金
令和3年度末残高	4,762,837,122	0	△ 3,920,420,629
議会の議決による処理額	△ 3,292,001,755	0	3,292,001,755
処理後残高	1,470,835,367	0	(繰越欠損金) △ 628,418,874

(2) 第112号議案 令和3年度石巻市下水道事業会計利益剰余金の処分について

<内 容>

地方公営企業法の財務規定を適用する下水道事業会計において、令和3年度の決算に伴い、利益剰余金の処分が必要なため、令和3年度未処分利益剰余金5億9,649万5,303円のうち、4億1,000万円を組入資本金へ組み入れ、1億6,011万1,902円を減債積立金として積み立て、残りの2,638万3,401円を翌年度へ繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

(参考) 令和3年度石巻市下水道事業剰余金処分計算書 (単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
令和3年度末残高	61,910,990	4,642,920,453	596,495,303
議会の議決による処分量	410,000,000	0	△ 570,111,902
減債積立金の積立	0	0	△ 160,111,902
組入資本金へ組入	410,000,000	0	△ 410,000,000
処分後残高	471,910,990	4,642,920,453	26,383,401

(3) 第122号議案 石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について

<内 容>

石巻市過疎地域持続的発展計画は、昨年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域とみなされる区域として指定された河北、雄勝、北上及び牡鹿の4地区を対象に、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を図ることを目的に、令和3年度から令和7年度までを計画期間として、昨年12月に策定したものである。

本年4月に、令和2年国勢調査の結果に基づき、桃生地区が過疎地域とみなされる区域に追加指定されたことにより、桃生地区を対象地区に加えるための計画変更が必要となったため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

なお、計画変更する場合は、あらかじめ都道府県に協議しなければならないことから、宮城県との協議の結果、去る8月2日付けで異議がない旨の回答を得ている。

(4) 第123号議案 工事請負の契約締結について
(前谷地小学校水泳プール改築工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市前谷地字沖塚125番地
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金207,900,000円
- ・契約の相手方 石巻市双葉町1番10号
豊和建设株式会社
代表取締役 阿部 勝

(5) 第124号議案 工事請負の契約締結について
(石巻中学校校舎長寿命化改修その他工事)

<内 容>

- ・ 工事場所 石巻市泉町四丁目7番15号
- ・ 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・ 契約金額 金1,023,000,000円
- ・ 契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹

(6) 第125号議案 工事請負の契約締結について
(石巻中学校校舎長寿命化改修電気設備その他工事)

<内 容>

- ・ 工事場所 石巻市泉町四丁目7番15号
- ・ 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・ 契約金額 金185,900,000円
- ・ 契約の相手方 石巻市須江字壘石前1番地25
株式会社協和産業
代表取締役 四野見達也

(7) 第126号議案 工事請負の契約締結について
(石巻中学校校舎長寿命化改修機械設備その他工事)

<内 容>

- ・ 工事場所 石巻市泉町四丁目7番15号
- ・ 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・ 契約金額 金277,200,000円
- ・ 契約の相手方 石巻市蛇田字新下沼3番地2
共栄設備株式会社
代表取締役 高橋文彦

(8) 第127号議案 工事請負の契約締結について
(石巻中学校武道場新築その他工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市泉町四丁目7番15号
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金201,300,000円
- ・契約の相手方 石巻市美園三丁目21番地12
石巻建商株式会社
代表取締役 鎌田良一

(9) 第128号議案 工事請負契約の一部変更について
(〔仮称〕河北地区統合保育所建設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市清水町二丁目3番3号
若生工業株式会社
代表取締役社長 若生翔太郎
- ・契約金額 変更前 金374,000,000円
変更後 金375,208,900円

(10) 第129号議案 工事請負契約の一部変更について
(東中瀬橋橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市末広町3番9号
石巻建設株式会社
代表取締役 山田史郎
- ・契約金額 変更前 金249,659,300円
変更後 金292,318,400円

(11) 第130号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻工業港運河線道路新設及び橋梁上部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金965,798,900円
変更後 金909,763,800円

(12) 第131号議案 工事請負契約の一部変更について
(七窪蛇田線橋梁上部工新設(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 横河・豊和特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区中央三丁目2番1号
株式会社横河ブリッジ仙台営業所
所長 田 村 太 郎
- ・契約金額 変更前 金1,252,900,000円
変更後 金1,348,657,200円

(13) 第132号議案 字の区域を変更することについて

<内 容>

石巻市大川地区で施行された農山漁村地域復興基盤総合整備事業の施行に伴い、事業区域内の石巻市福地字国土ほか36の字の一部又は全部の区域を、工事完了後の土地の形状に合わせて変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

(14) 第133号議案 市道路線の認定について

<内 容>

市道路線の認定の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の事業によるもの		
	・国道398号道路改良整備完了に伴う旧道移管によるもの(北上地区)	3路線	1,805.50
	・復興県道整備完了に伴う旧道移管によるもの(牡鹿地区)	1路線	646.00
	市の事業によるもの		
・民間の開発行為によるもの(河南地区)	3路線	348.97	
	計	7路線	2,800.47

令和4年石巻市議会第3回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（2件）

（1）第134号議案 工事請負の契約締結について （石巻中学校屋内運動場長寿命化改修工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市泉町四丁目7番15号
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金200,200,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹

（2）第135号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

<理 由>

人権擁護委員1名が欠員となっていることから、その後任候補者の推薦について仙台法務局長から依頼があり、慎重に選考してきたが、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある横江良伸氏を新たな候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

令和4年石巻市議会第3回定例会追加提出議案一覧

1 予算議案（1件）

（1）第136号議案 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第6号）

石巻市の令和4年度 9月追加補正予算の概要

1 一般会計補正予算

（単位：千円）

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
一般会計	81,513,076	1,300,000	82,813,076

2 主な内容

今回の補正予算は、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり5万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」に要する経費を措置したものの。

【歳入】

区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
国庫支出金	11,710,828	1,300,000	13,010,828
県支出金	4,891,647	0	4,891,647
分担金及び負担金	543,288	0	543,288
使用料及び手数料	1,337,384	0	1,337,384
財産収入	272,319	0	272,319
寄附金	95,609	0	95,609
繰入金	4,274,069	0	4,274,069
諸収入	1,899,577	0	1,899,577
市債	6,745,300	0	6,745,300
一般財源	49,743,055	0	49,743,055
計	81,513,076	1,300,000	82,813,076

《一般財源内訳》

（単位：千円）

〔今回補正額〕	0
財政調整基金繰入金	0
〔現計予算額〕	49,743,055
市税	18,844,277
地方譲与税	754,321
各種交付金	3,901,737
地方交付税	18,789,173
使用料及び手数料	211,613
国庫支出金	1,991
県支出金	537
財産収入	142,455
寄附金	1,124
繰入金	3,861,982
繰越金	2,570,001
諸収入	44,544
市債	619,300

	千円	事項別 ページ
● 14款 国庫支出金 -----	1,300,000	4
(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金(10/10)		
	150,000	
(2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金(10/10)		
	1,150,000	

【 歳 出 】

	千円	事項別 ページ
● 3款 民生費		
(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費 -----	150,000	6
・「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給に係る事務費		
一般職手当(時間外勤務手当) 2,000		
給付システム構築等業務委託料 60,000		
電話受付窓口運營業務委託料 50,000		
対象者送付用印刷・封入等業務委託料 15,000		
その他事務費(需用費、役務費等) 23,000		
(2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費 -----	1,150,000	6
・住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する「電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金」		
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 1,150,000		

令和4年石巻市議会第3回定例会追加提出議案一覧

1 委員会提出議案（3件）

(1) 委員会提出議案第5号 インボイス導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるための措置の実施を求める意見書

<内 容>

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実や健康の保持増進を図るとともに、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月1日から、消費税においてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入される予定となっている。消費税制度においては、年間課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者は消費税の納税義務が免除されており、センターの会員は、免税の小規模事業者に当たる。

これまで、全ての取引において「仕入税額控除」が認められていたセンターは、会員に支払う配分金に関して消費税納税の必要はなかった。インボイス制度が導入されると、インボイスを介在した取引のみ「仕入税額控除」が認められ、免税事業者であるセンターの会員は、適格請求書を発行することができないことから、センターは「仕入税額控除」ができなくなり、新たに発注者からの預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は、収入が費用を超えてはならない収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。センターにとって、インボイス制度の導入に伴う影響は極めて大きく、新たな税負担は、まさに事業運営上の死活問題である。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、健康維持や社会参加に重きを置いて「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念する。

消費税制度において小規模事業者は、消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額が減少することなく、またセンターにおいても、安定的な事業運営が可能となるための措置の実施を強く要望するもの。

(2) 委員会提出議案第6号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書

<内 容>

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められている。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行に影響を与え、免税点制度を実質的に廃止しかねないものである。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、新規起業者や個人事業主の育成が停滞することが懸念される。

今コロナ禍の中で、物価上昇や原材料等の高騰で、中小企業・自営業者の経営危機がかつてなく深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではなく、多くの中小企業団体、税理士団体が「凍結」、「延期」、「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠であり、税制で商売を阻害することはあってはならない。

よって、国におかれては、消費税インボイス制度の実施を延期するように強く求めるものである。